

---

**差出人:** higashi\_iruma\_gyousei@googlegroups.com は すぎ法務行政書士事務所 <sugi-will@jcom.home.ne.jp> の代理  
**送信日時:** 2020年4月13日月曜日 10:50  
**宛先:** higashi\_iruma\_gyousei@googlegroups.com  
**件名:** 埼玉県行政書士会東入間支部（令和2年度定時総会について）  
**添付ファイル:** R 2 総会開催について.pdf

各位

支部総務の杉本でございます。  
平素は支部運営にご協力を頂きありがとうございます。

令和2年度支部定時総会についてですが、新型コロナウイルスの問題により、会場の確保どころかそもそも人が集まることすら憚られる  
難しい状況になって参りました。  
そこで、なんとかこの難局を乗り越えるべく、役員会としての考えをまとめました。  
詳細は添付PDFをご参照ください。  
どうぞよろしくお願い致します。

〒356-0052  
埼玉県ふじみ野市苗間1-10-11-303  
すぎ法務行政書士事務所  
特定行政書士 杉本 佳久

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。  
このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには  
[higashi\\_iruma\\_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com](mailto:higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com) にメールを送信してください。  
このディスカッションをウェブ上で閲覧するには  
[https://groups.google.com/d/msgid/higashi\\_iruma\\_gyousei/002501d61135%24d7073140%24851593c0%24%40jcom.home.ne.jp](https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/002501d61135%24d7073140%24851593c0%24%40jcom.home.ne.jp) にアクセスしてください。

令和2年4月 吉日

埼玉県行政書士会  
東入間支部員 各位

埼玉県行政書士会 東入間支部  
支部長 前田 清海  
(公印省略)

### 令和2年度東入間支部定時総会の開催について

陽春の候、支部員の皆様におかれましては、常日頃より本会並びに支部の諸活動に多大なるご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。お陰様で、無料相談会をはじめとする諸行事も、成功裏に終えることができました。ありがとうございました。

支部役員会では、これまでの一年間の活動をしっかり総括し、来年度に向けた方針を練り上げようと、年初来議論を重ねてきました。

しかし、ご承知のように、3月以降新型コロナウイルスの急激な蔓延により、今や日本はもとより世界中が未曾有の危機的状況にあります。埼玉県にも「緊急事態宣言」が発令され、80%の人的接触の削減が目標とされています。

役員会では、このような状況下での定時総会の開催の是非につき協議し、以下のように提案させて頂くことにしました。もとより、支部規則では、このような状況は全く想定しておらず、いわば空白の状況下での緊急避難的な対応となります。支部員の皆様のご理解ご協力を切にお願いするものです。

1、支部員の皆様の健康と生命の安全を最優先に考え、また、行政書士個人及び会全体の社会的品位を守るため、この状況下で、会員一同が会場に参集して討論議決する形態での総会は止め、書面及びメールを活用して支部員の議決を集約し、決議する形で執り行うこととします。

2、上記の方法につき、支部員の皆様のご理解が得られた場合の、書面及びメールでの議決の流れは下記のとおりとなります。

① 支部員の皆様への総会議案書の送付 (4月25日まで)

\*メーリングリストにて一斉送信します。MLに登録のない方は郵送します。

② 支部員の皆様からの質問、意見等の受付 (4月30日まで)

\*専用 URL を設定しますのでそちらからご質問、ご意見を受け付けます。

\*頂いたご質問やご意見は、後日執行部からの回答と共に配信されます。

③ 質問に対する執行部の見解及び意見の配信（5月7日まで）

\*MLにて一斉送信します。MLに登録のない方は郵送します。

④ メール若しくは書面での決議（5月10日まで）

\*専用URLを設定しますのでそこから決議頂きます。

\*決議の結果を集約し、MLにて一斉送信します。

\*質問・意見および決議結果の集約は、執行部は行わず客観的な立場から集約して頂く方を設置し、議事の公平な進行を目指します。

3、なお、本会総会の代議員については、総会の開催も含め、状況が確定しないこと、代議員候補者個人の体調等不確定要素が多いことから、支部長一任とすることを提案したいと思います。

以上